

肝炎医療費助成におけるマイナンバーの活用

- 地方公共団体は、マイナンバー法第9条第2項に基づき、マイナンバーを独自に利用する事務（独自利用事務）を各団体の条例で定めることができる。
- この独自利用事務のうち、法定事務に準じたものとして、個人情報保護委員会規則で定める要件を満たすものについては、マイナンバー法第19条第8号に基づく個人情報保護委員会規則で定める届出を行うことで、情報提供ネットワークシステムを使用した他の地方公共団体等との情報連携を行うことが可能とされている。
- この度、**「肝炎・結核等の感染症の医療費助成に関する事務」**が、平成29年度から情報連携の対象となる独自利用事務の事例として、個人情報保護委員会から公表された。

